

令和2年度 熊本市健軍文化ホール芸術文化団体等助成事業募集要項（後期）

《重要》助成の申請をされる方は、必ず最後までお読みください。

目的

この事業は、熊本市健軍文化ホールで実施される音楽・美術・演劇・伝統芸能の分野において、舞台芸術活動を行う団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、事業にかかる費用の一部を助成することにより、当該団体等の発表機会の充実と育成を図り、多くの熊本市民（以下「市民」という。）に鑑賞する機会を提供することを目的としています。

助成対象者

助成対象者は、次の各号に掲げる要件に該当するものとします。

- (1) **熊本市に居住しているか、または団体の住所および活動拠点が熊本市内** であること。
- (2) 助成の対象となる事業の実施日が、**土・日曜日及び祝日を除く日** であること。
- (3) 市民の多数がその芸術文化等を享受できること。

助成対象事業

【対象期間】令和2年10月1日（木）～令和3年2月26日（金）

助成対象事業は、上記の期間に熊本市健軍文化ホールで開催されるもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとします。

- (1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会を広く市民に提供し、情操の涵養に寄与することが期待されるもの。
- (2) 発表・公演内容等が創造的であり、市民が優れた文化に触れることができるもの。
- (3) 活動する団体等の今後の成長・発展が期待できるもの。
- (4) 活動する団体等が自ら企画し、出演し、作品を発表するもので、市民にわかりやすい内容であるもの。
- (5) チラシ・ポスター等を作成することで、市民に広く鑑賞を呼びかけているもの。
- (6) その他、市民の文化振興に寄与すると思われるもので、助成の対象としてふさわしいもの。

★★★上記にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は、助成の**対象としません**★★★

- (1) **興業**その他**営利を目的**とするもの。（**有料公演でも構いませんが**、予算書・事業計画書から判断します）
- (2) **政治的**又は**宗教的**な普及宣伝活動と認められるもの。
- (3) **特定企業の広報・宣伝活動**を伴うもの。
- (4) チャリティー事業等で**寄附行為**を行うもの。
- (5) **学校関連行事**（文化祭、定期演奏会など）、**カルチャー教室やピアノ教室等の発表会、カラオケ大会等**で、団体内部での活動のようなもの。
- (6) その他内容が助成にふさわしくないと認められるもの。

助成額及び活動支援

◆助成額 1 団体につき**最大5万円**。

※事業収支が黒字となったものには助成できませんのでご了承ください。

◆活動支援

助成の交付が決定した団体等には、下記のいずれかまたはすべての活動支援を行います。

- (1) 告知活動の協力。
- (2) 熊本市健軍文化ホール窓口での、該当公演チケットの販売。
- (3) 該当事業のための練習日（**事前に申請のあったもの。最大4日間**）の施設使用料及び附属設備使用料免除。
- (4) 該当事業の前日（準備・リハーサル）及び当日のホール使用料及び附属設備使用料の免除。

※(3)、(4)につきましては健軍文化ホールの自主事業として取り扱わせていただきます。

申請方法

【申請期間（必着）】令和2年4月1日（水）～令和2年7月31日（金）

上記の期間中に、次に定める書類に必要事項を明記し、〒862-0903 熊本市東区若葉3丁目5-11 熊本市健軍文化ホール「芸術文化団体等助成事業」係 まで郵送またはお持ちください。

書類は、熊本市健軍文化ホール窓口を設置してあります。また、HP（<http://kengunbunka.jp/>）からもダウンロードできます。

【申請書類】

- ・助成金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書
- ・予算書（経費項目は別紙1参照）
- ・事業実施団体（個人）略歴書
- ・その他、団体及び公演内容のわかるもの。（パンフレットやCD・DVDなど）

※申請は必ず助成対象者本人が行ってください。

※同一の団体等が同一年度内に助成を受けられる事業は、1事業に限ります。

助成までの流れ

① 申請

【申請期間（必着）】令和2年4月1日（水）～令和2年7月31日（金）



② 交付決定(助成額内定)

【決定時期】※交付決定通知書（様式第2号）にてお知らせします。

2019年8月下旬（予定）



③ 事業実施 ※健軍文化ホール職員が視察する場合がございます。ご了承ください。



④ 報告書・助成金請求書の提出

【事業完了後提出書類】

- ・助成金請求書（様式第3号）
 - ・事業実績報告書
 - ・決算書
 - ・その他、実施事業内容のわかるもの。（パンフレットや記録写真など）
 - ・領収証等支出の証拠となるもの。（コピー可。日付、領収額を明記。宛て先は助成対象団体名）
- ※上記の書類は、**助成事業終了後 30 日以内**に提出してください。



⑤ 提出された書類によって内容を審査し、助成金額確定通知書にて金額をお知らせします。



⑥ 助成金振込

助成事業の変更・中止等

下記の場合は**ただちに報告して下さい**。

- (1) 助成事業に要する**予算や内容を変更**しようとするとき。
- (2) 助成事業を**中止し、又は廃止**しようとするとき。
- (3) 助成事業が予定の**期間内に完了しない**とき又は**事業の遂行が困難**となったとき。

注意事項

※ポスター・チラシ・看板・印刷物等を作成する際は、熊本市健軍文化ホール助成事業であることを明記してください。

※助成条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他館長が助成を不相当と認めたときは、助成を取消し、若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命じることがあります。

[お問合せ先]

熊本市健軍文化ホール 「芸術文化団体等助成事業」係

〒862-0903 熊本市東区若葉 3 丁目 5-11

TEL 096-368-1221 FAX 096-368-0330

Mail info@kengunbunka.jp HP <http://kengunbunka.jp/>